

BIPSEE 医療 XR レンタルサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 株式会社 BiPSEE(以下、「当社」といいます。)は、この BiPSEE 医療 XR レンタルサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)により BiPSEE 医療 XR レンタルサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。お客様が本サービスを利用するに際しては、本規約をお読みいただいた上で、本規約に同意していただく必要があります。
2. 本サービスにおいて、個別利用規約がある場合には、お客様は、本規約のほか個別利用規約の定めにも従って本サービスを利用するものとします。
3. 本規約と個別利用規約は、利用契約(第3条に定義します。)の内容を構成するものとし、本規約と個別利用規約に矛盾が存する場合には、個別利用規約が優先されるものとします。

第2条 (規約の掲示及び変更)

1. 当社は、本規約を利用契約者に対して書面にて交付するか、又は、当社の指定するホームページに掲示します。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の利用契約者及びサービス利用者へのサービス提供条件は、変更後の規約に準ずるものとします。本規約の変更をおこなう場合、個別の通知を行うか、又は、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。
3. 変更後の本規約及び個別の利用契約は、個別の変更の通知が利用契約者に送付された時点か、又は、当社がホームページに掲示した時点から効力を生じるものとします。利用契約者が利用契約の変更後も本サービスの利用を継続または本サービスを解約しない場合、当該利用契約者は、変更後の利用契約に同意したものとみなされます。利用契約者は、自己の責任において、随時、利用契約の最新の内容を確認の上、本サービスをご利用ください。

第3条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 本サービス | 当社がレンタル提供する端末等を使用して映像コンテンツを視聴するサービスであり、本規約に基づいて利用できるサービス。端末等は本規約に基づき利用契約者又はサービス利用者へ当社から貸し出されるものであって、販売提供は行わない。 |
| 個別利用規約 | 本サービスに関する利用契約者との取り決め事項として、本規約とは別に「規約」、「ガイドライン」、「ポリシー」、「ルール」、「サービス説明」、「料金表」などの名称で当社が利用契約者に対して配布または当社ウェブサイトに掲示している文書及び説明動画のことをいう。 |
| サービス機器 | 映像コンテンツを視聴できる端末、その付属品及びその他の関連機器。 |
| 利用契約 | 本規約及び個別利用規約に基づき当社から本サービスの提供を受ける資格を得るための契約。 |
| 利用契約者 | 当社と利用契約を締結している契約者。 |
| サービス利用者 | 当社が提供するサービス機器をその患者等に利用させることのできる利用契約者の担当者・従業員等。サービス利用者は利用契約者と別に定めることができる。サービス利用者を利用契約者とは別に定めていない場合には、その利用契約者をサービス利用者としてみなす。 |
| 利用契約者等 | 利用契約者及びサービス利用者を総称して又は個別にいう。 |
| 消費税相当額 | 消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。 |
| 成果物 | サービス機器の利用又は操作等を制御するために、サービス機器に登録又は記憶されたソフトウェア及びそれに付随するソフトウェア、ソースコード及び情報、かかるソフトウェアやサービス機器のデザイン、並びにこれらに関する企画書及び仕様書等。 |
| 認証情報 | サービス機器及び利用契約者、サービス利用者を識別するための情報であり、サービス機器とその機器内に登録又は記録されている映像データのセキュリティ目的に使用するもの。 |

第2章 利用契約

第4条 (利用契約者及びサービス利用者の制限)

当社と利用契約を締結して利用契約者となることができるのは医科・歯科診療施設を運営する医師・歯科医師個人又は医科・歯科診療施設を運営する医療法人とし、サービスを利用できる場所は日本国内の医科・歯科診療施設に限るものとします。

第5条 (利用申込み)

利用申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の申込書に申請事項を記入の上で当社に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ(インターネット等を経由して当社が定める申請事項を当社へ送信することをいいます。)により利用申込みをおこなう場合は、当社の判断によりその申請事項の送信を申込書とみなして取り扱うことができるものとします。

第6条 (利用申込みの承諾)

1. 当社は、利用申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合にその申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込みに際して提出された申請事項が虚偽、不備または不正確であった場合
 - (2) 過去当社との間の利用契約に違反したことがあるお客様からの利用申込み
 - (3) 利用申込みをした利用契約者が、当社への債務の支払いを現に怠った、又は怠る恐れがあるとき。
 - (4) 反社会的勢力に該当するお客様またはその疑いのあるお客様からの利用申込み
 - (5) 前条に基づき提出された利用申込書、その他の書類に不備があるとき。
 - (6) 本サービスの料金等の支払いが、10営業日を超過しても当社で確認できないとき。
 - (7) 利用申込みをした利用契約者が、第23条(利用停止・解除)の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 第16条(サービス機器の設置及び使用に係る利用契約者及びサービス利用者の義務)の規定に違反する恐れがあるとき。
 - (9) その他当社の業務の遂行上支障がある等の理由で承諾を相当でない判断したとき。
3. 当社がお客様の利用申込みを承諾することにより、当社とお客様との間の利用契約が成立し、お客様は利用契約者となります。

第7条 (サービス利用者の届出)

利用契約者は、本サービスを実際に利用するサービス利用者を、以下に基づき利用契約者とは別に定めることができるものとし、その場合はそのサービス利用者を当社所定の書面により当社へ届け出るものとします。

- (1) 当社は、サービス機器の提供をサービス利用者に対しておこないません。
- (2) 利用契約者は、サービス利用者規約に規定する義務を遵守させるものとします。サービス利用者による利用契約の違反は、利用契約者による違反とみなすものとします。

- (3) 利用契約者は、サービス利用者が利用するサービス機器を追加変更する場合は当社へ届け出るものとします。

第8条 (利用契約者及びサービス利用者の連絡先の変更)

1. 利用契約者は利用契約者の連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号、電子メールアドレス、請求書の送付先等の情報。以下、同じ。)に変更があったときは、以下に基づきそのことを速やかに当社に当社所定の書面により届出をおこなうものとします。
 - (1) 当社は、本項柱書の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
 - (2) 利用契約者は、届出を怠ったことにより、当社が利用契約者の連絡先に宛てて書面等を送付したときにその書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにその利用契約者が通知内容を了知したものとします。
 - (3) 利用契約者が事実と反する届出をおこなったことにより、当社が届出のあった利用契約者の連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前号と同様とします。
 - (4) 前2号の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - (5) 当社は、利用契約者の連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規約の規定により利用契約者に通知等をおこなう必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。
2. 利用契約者は、利用契約者とは別にサービス利用者を定めている場合には、そのサービス利用者の連絡先の変更についても、前項の規定による利用契約者の連絡先変更と同様に当社所定の書面により届出をおこなうものとします。

第9条 (利用契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併若しくは分割により利用契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、若しくは分割により設立された法人又は分割により事業を承継する法人は、以下に基づき当社所定の書面及びこれを証明する書類を添えて、当社に届出をおこなうものとします。

- (1) 地位を承継したものが2社以上あるときは、そのうち1社を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
- (2) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を継承したもののうちの1社を代表者として取り扱います。
- (3) 利用契約者は、届出を怠った場合には、第8条(利用契約者及びサービス利用者の連絡先の変更)に従って取り扱います。

第10条 (利用契約者がおこなう利用契約の解約)

利用契約者は、利用契約を解約しようとするときは、以下に基づき当社所定の書面により、そのことを予め当社に届け出るものとします。

- (1) 利用契約は、当社がサービス機器を回収した時点で解約されたものとみなします。なお、サービス機器の返却に係る送料については、利用契約者が負担するものとします。
- (2) 利用契約者の解約届けから当社がサービス機器の回収をするまでの期間に対しては、料金の支払いを要するものとします。

第11条（当社がおこなう利用契約の解除）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合に直ちに利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 利用契約者が、利用契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (2) 申請事項に虚偽の事実があることが判明したとき。
 - (3) 利用契約者が、その負担すべき債務の全部又は一部について正当な理由なく完全不履行若しくは履行遅延となったと当社が判断したとき。
 - (4) 利用契約者について、破産、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始その他法令に基づく倒産処理手続きの申し立て、その他これらに類する事由が生じたとき。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、予め利用契約者にそのことを通知しないことがあります。

第12条（利用契約の終了）

利用契約は、前2条による解約・解除がなされた場合かにかかわらず、その利用契約に基づく料金及びその他債務の支払い及びサービス機器の返却の完了を当社が確認できたときに終了するものとします。

第3章 サービスの利用及びサービス機器の使用

第13条（サービス機器の請求）

1. 利用契約者は、第5条に基づく利用申込みにあたり、当社所定の様式に従って希望するサービス機器の数、それぞれのサービス機器の送付先であるサービス利用者等を指定するものとします。
2. 当社は、利用申込みを承諾した場合には、前項により指定された送付先のサービス利用者宛に送付します。利用契約者による指定の住所等の誤りがあったことにより利用契約者に損害等が発生したとしても、当社は一切の責任を負いません。
3. 第1項によりサービス利用者毎に指定されたサービス機器については、当社に対する事前の届出なく、他のサービス利用者の拠点と交換したり、流用したりすることはできません。

第14条（サービス機器の貸し出し等の禁止）

利用契約者は、第7条（サービス利用者の届出）の規定により届け出たサービス利用者以外の第三者へ、サービス機器を無料若しくは有料を問わず譲渡及び貸し出し等を行わないものとします。

第15条（サービス機器の使用）

サービス利用者は、サービス機器を医科・歯科治療の患者に対するサービス向上のためにのみ使用するものとし、他の目的で流用してはならないものとします。

第16条（サービス機器の設置及び使用に係る利用契約者及びサービス利用者の義務）

1. 利用契約者及びサービス利用者は、以下に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) サービス機器は取扱説明に従って正しく利用すること。
 - (2) サービス機器のいかなる改造又は加工又は仕様の変更等をおこなわないこと。
 - (3) サービス機器を分解、若しくは損壊しないこと。
 - (4) サービス機器に登録又は記憶された映像データ、プログラム、認証情報その他の成果物等のいかなるものも改竄しないこと。

- (5) サービス機器の利用に必要な通信環境、電源等の必要な環境を利用契約者の責任で準備すること。
 - (6) サービス機器及び成果物に対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルその他一切の解析を行わないこと。
 - (7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用、若しくはサービス機器を使用しないこと。なお、本項に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
2. 利用契約者及びサービス利用者は、前項の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。
 3. 当社は、利用契約者及びサービス利用者による前々項の規定違反に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第17条（サービス機器の仕様の変更等）

1. 利用契約者及びサービス利用者は、当社が本サービスにおいて提供するサービス機器を変更することがあることに同意するものとします。
2. 当社は、本サービスにおいて提供するサービス機器を変更するときは、その内容、時期等について、当社が別に定める方法により予めそのことを利用契約者及びサービス利用者へ通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（サービス機器の破損・故障）

利用契約者又はサービス利用者は、当社から提供されたサービス機器が何らかの事由により破損又は故障した場合は、以下に基づき速やかに当社へ届け出るものとします。

- (1) 利用契約者又はサービス利用者が、その破損又は故障したサービス機器が通常の使用に支障をきたすと判断した場合には、当社規定に基づき当社へサービス機器の交換を請求することができるものとします。なお、かかるサービス機器の交換に係る送料については、当社が負担するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当社は、第8条（利用契約者及びサービス利用者の連絡先の変更）の規定による届出が無い場合には、そのサービス機器の交換を承諾しないことができるものとします。
- (3) 当社が、その破損又は故障したサービス機器を回収確認し、その破損又は故障が明らかに通常の使用によるものでないと判断した場合には、当社規定に基づきそのサービス機器の修理費用又は損害賠償金を利用契約者へ請求できるものとします。

第19条（サービス機器の調査等）

当社は、利用契約者又はサービス利用者が使用中のサービス機器の安全性又は円滑な使用状況の確認、あるいはサービス機器の改善を目的とする調査又は検査をおこなうことがあることに、利用契約者及びサービス利用者は同意するものとし、かかる調査又は検査に誠実に協力するものとします。

第20条（サービス機器の回収及び返却）

当社は、以下のいずれかに該当するときは、サービス機器を回収できるものとし、利用契約者及びサービス利用者は当社規定に基づき返却するものとします。

- (1) 利用契約の解約、解除又は終了があった場合。

- (2) サービス機器の破損又は故障により、回収が必要となった場合
- (3) その他当社が必要と判断した場合。

第21条 (サービス機器の紛失又は盗難)

利用契約者又はサービス利用者は、当社から提供されたサービス機器を紛失したとき又は盗難にあったときは、以下に基づき速やかに当社へ届け出るものとします。

- (1) 当社は、いかなる事由によるサービス機器の紛失又は盗難であっても、サービス機器の損害賠償を請求できるものとします。この場合、サービス機器の紛失又は盗難が、サービス利用者へ帰すべき責任の場合であっても、利用契約者がその損害賠償を負うものとします。
- (2) 当社は、サービス機器を紛失した又は盗難にあった利用契約者から損害賠償の請求への支払いがない限りは、その紛失又は盗難にあったサービス機器により発生する料金を、通常通り利用契約者へ請求するものとします。

第4章 利用中止、利用停止・解除及び廃止

第22条 (サービス提供中止)

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合にはサービス利用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に要するサービス機器の保守点検または更新を行う場合
 - (2) 地震、台風、洪水、落雷その他の自然災害、火災、大規模な停電、戦争、テロ、弾道ミサイル等の脅威に対する警報の発令その他の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) 上記のほか、当社の業務遂行上やむを得ないとき。
2. 当社は、本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により予めそのことを利用契約者及びサービス利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条 (利用停止・解除)

1. 当社は、利用契約者が以下のいずれかに該当するときは、1ヶ月以内に当社が定める期間(本サービスの料金その他債務を支払わないときは、その料金その他債務がその請求をおこなった当社に支払われるまでの間、以下の第2号又は第3号の規定に該当するときは、当社が利用契約者及びサービス利用者を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社に提出していただくまでの間)、その本サービスの利用を停止することができるものとします。
 - (1) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき、あるいは当社が支払いの事実を確認できないとき。
 - (2) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載をおこなったことが判明したとき。
 - (3) 利用契約の規定に違反したとき及びその規定により届出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 利用契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 利用契約者について、破産、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始その他法令に基づく倒産処理手続きの申し立て、その他これらに類する事由が生じたとき。

- (6) 利用契約者又はサービス利用者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のサービスに係る規定に違反したと当社が判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、当社が別に定める方法により予めそのことを利用契約者及びサービス利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、第1項により本サービスの利用を停止された利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その者との間の利用契約を解除することがあります。また、利用契約者が第1項第5号に該当するとき、又は、第1項各号(第5号を除く)に該当する事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでまた、利用契約者にあらかじめ通知しないで直ちにその利用契約を解除できるものとします。

第24条 (サービスの廃止)

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 前項の規定により本サービスを廃止するときは、当社が別に定める方法により予めそのことを利用契約者及びサービス利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの全部を廃止する場合、前項に基づく通知において廃止日と決められた日において、本サービスに係る利用契約は終了するものとします。

第5章 料金等

第25条 (料金及び利用期間等)

本サービスの料金、利用期間及び支払時期等は、当社が別途に定める料金表に記載されるとおりとします。

第26条 (料金の支払い義務)

1. 利用契約者は、本サービスの利用開始月1日から起算して利用契約の解約、解除又は終了があった月(以下「利用終了月」といいます。)の月末の期間について、当社の定める料金の支払い義務を負うものとします。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することが出来ない状態が生じたときの料金の支払いは、以下に準じます。
 - (1) 当社が、第22条(サービス提供中止)の規定により本サービスの提供を中止した場合、利用契約者は料金の支払い義務を負わないものとします。
 - (2) 当社が、第23条(利用停止・解除)の規定により本サービスの利用を停止又は解除した場合、利用契約者は料金の支払い義務を負うものとします。

第27条 (料金の返還)

利用契約者が支払い義務についてその支払いをおこなった料金については、いかなる事由においても返還はされないものとします。

第28条 (料金の日割り)

当社は、本サービスの料金について、途中解約等にもなう利用日数による日割り計算をしないものとします。

第29条（キャンペーン）

1. 当社では、利用契約者又は利用契約者以外のお客様に対し各種キャンペーンを行う場合があります。各種キャンペーンにより、一時的に送料・利用料金・利用期間等の諸条件が本規約等と異なる場合があります。
2. 各種キャンペーンとして当社が提供するサービスの内容については、本規約等の規定によらず、本サービス内で告知されている当該キャンペーンの条件を優先適用するものとします。

第30条（督促料金の支払い義務）

利用契約者は、当社が督促通知をおこなった場合にその支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、当社が別に定める督促料金の支払い義務を負うものとします。

第31条（料金の支払い方法）

1. 利用契約者は、本サービスに係る料金等の支払いについて、以下に基づき当社が別に定める支払い方法のいずれかを指定することができます。
 - (1) 利用契約者は、当社が定める時期より指定した支払い方法により支払うものとします。
 - (2) 支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本サービスに係る料金等の支払いについて、以下のいずれかに該当したときは請求書（以下、請求書類といいます。）を発行する場合があります。この場合において、利用契約者はその請求書類を使用して料金等を支払うものとします。
 - (1) 自動振込み又は口座振替又は自動引き落としに係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
 - (2) 自動振込み又は口座振替又は自動引き落としが残高不足により完了しなかったとき。
 - (3) 口座振替又は自動引き落としの口座が使用不可能であることを当社が確認したとき。
3. 前項の場合において、当社は、同項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、その該当する支払い方法が変更されない限り、それ以降も請求書類の発行を継続するものとし、利用契約者はその請求書類を使用して料金等を支払うものとします。ただし、同項第2号に該当した場合で、その請求書類により支払いがおこなわれたときは、この限りではありません。

第32条（消費税相当額の加算）

利用契約により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第33条（期限の利益喪失）

1. 利用契約者は、本規約に基づく料金その他債務について、以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときに当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) 利用契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について完全不履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) 利用契約者について破産、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始その他法令に基づく倒産処理手続きの申し立てがあったとき。

- (3) 利用契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 利用契約者の資産について法令に基づく強制換価手続きの申し立てがあったとき又は差し押さえ、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 利用契約者の所在が不明のとき。
 - (6) 利用契約者が負担すべき債務の完全履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. 利用契約者は、前項第2号、第3号及び第4号に定めるいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに当社に届け出るものとします。

第34条（割増金）

利用契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第35条（延滞利息）

利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.6%の割合（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第36条（端数処理）

当社は、料金その他の債務において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入によりその端数を処理いたします。

第6章 雑則

第37条（利用契約に基づく権利の再販及び譲渡の禁止）

1. 利用契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、承継、担保差し入れ、賃貸その他一切の処分はできないものとします。
2. 当社が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、または当社が消滅会社もしくは分割会社となる合併もしくは会社分割等により本サービスに係る事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本サービスに関する利用契約上の地位、権利および義務ならびに利用契約者等の情報その他の利用契約者等に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人または承継人に譲渡することができるものとし、利用契約者等は、予めこれに同意するものとします。

第38条（知的財産権）

1. 本サービス、サービス機器、成果物及びこれらに付帯するサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社又は当社以外の第三者に帰属するものであり、本規約、本サービス、成果物及びこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による利用契約者及びサービス利用者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社又は第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

2. 利用契約者は、利用契約者又はサービス利用者がサービス機器を利用して使用するコンテンツについては、当該コンテンツを視聴し、又は、患者等に視聴させるために必要なライセンス、権利、同意及び許可を有していることを確認、表明及び保証するものとします。

第39条（第三者に生じた損害）

1. 利用契約者及びサービス利用者がサービス機器を使用させた患者等に対して、サービス機器の使用に際して怪我、障害等の損害が生じた場合には、利用契約者がその患者等に生じた損害を負担するものとし、当社は何らその責任を負わないものとします。
2. 本サービスに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、利用契約者はその費用と責任においてこれを解決・処理し、当社には一切迷惑を掛けないものとします。また当該紛争に関連して当社に生じた一切の損害・損失および費用（当社の弁護士費用も含む）を直ちに補填しなければならないものとします。

第40条（秘密保持義務）

1. 利用契約者は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密事項を利用契約の有効期間中はもちろん、終了後においても第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、法令の定めに基づき監督官庁あるいは司法機関から開示を強制された場合にはこの限りではありません。
2. 利用契約において秘密事項とは、当社が利用契約者に開示した、資料、図面、その他書類に記載され、若しくは電磁的又は光学的に記録された、業務上、営業上、又は技術上の一切の知識及び情報をいいます。ただし、次の各号の一に該当するものを除きます。
 - (1) 利用契約者が当社より開示を受けた時点において既に公知となっているもの
 - (2) 利用契約者が当社より開示を受けた後に、自己の故意又は過失によらず公知となったことを証明できるもの
 - (3) 利用契約者が当社より開示を受ける前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者より、秘密保持義務を課されることなく正当な手段にて入手していたことを証明できるもの
 - (4) 当社からの開示とは無関係に利用契約者が開発したもの

第41条（損害賠償）

利用契約者による利用契約違反行為その他本サービスの利用に起因して、当社に直接または間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、利用契約者は、当社に対し、その全ての損害（弁護士等専門家費用および当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければなりません。

第42条（保証の否認）

契約者は、本サービス、サービス機器、成果物及びこれらに付帯するサービスは現状のまま提供されることに合意するものとします。当社は、提供される本サービス、サービス機器、成果物及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第43条（責任の制限）

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって本サービス及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、利用契約者の情報の削除または消失、利用契約者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して利用契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。ただし、利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項の免責規定は適用されません。
3. 前項ただし書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりお客様に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当社またはお客様が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。
4. 事由の如何を問わず、当社が利用契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額の本サービス料金を上限とします。

第44条（利用契約者及びサービス利用者に係る情報の利用）

1. 利用契約者及びサービス利用者は、当社が、利用契約者及びサービス利用者の連絡先を、当社における著作権法に基づく権利の処理等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用することに同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報当社が公開するプライバシーポリシーに基づき取り扱います。

第45条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用契約者は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。）又は次のいずれかに該当する者（以下併せて「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者（以下「暴力団関係者」といいます。）がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称します。）が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 当社又は利用契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は利用契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時利用契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第46条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第47条（合意裁判所）

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第49条（実施時期）

本規約は、令和元年5月1日から実施するものとします。

株式会社 BiPSEE

株式会社 BiPSEE
制定日 令和元年 5月 1日